

障害者手帳の交付

各種手帳の申請受付は、**市**障がい福祉課または吉川支所 健康福祉課で行っています。

身体障害者手帳

身体障害者手帳を交付された方は、身体障害者福祉法及び児童福祉法などに基づく制度の援護を受けることができます。ただし、種別及び等級、部位により援護の内容が異なります。

申請を市で受付けた後、県立身体障害者更生相談所で審査、交付されます。（１～６級）

１５歳未満の児童の場合、保護者が代わって申請してください。

手帳が発行されるまで１～２か月ほどかかります。

（**診断書の内容等について確認が必要な場合は、さらに時間がかかります。**）

手帳が交付されましたら、封書でご案内し、申請を受付けた場所でお渡しします。

【身体障害者手帳の手続きについて】

申請書・診断書は、**市**障がい福祉課・吉川支所 健康福祉課にあります。

申請内容		申請書	診断書 ※１	顔写真 ※２	個人番号 (マイナンバー)	手帳
新規申請	初めて交付申請するとき	○	○	○ (２枚)	○	
再交付申請	障害の追加・再認定のとき	○	○	○ (１枚)	○	○
	破損・紛失したとき	○		○ (１枚)	○	○
変更申請	氏名・住所を変更するとき	○			○	○
返還申請	死亡や障害に非該当のとき	○			○	○
転出	市内から転出するとき	転出先で手続き				

※１ 診断書は身体障害者福祉法に基づく指定医師が作成したものがが必要です。

※２ 顔写真は、上半身正面脱帽で１年以内に撮影された縦４ｃｍ・横３ｃｍのものです。

(顔写真の裏に①氏名、②生年月日、③三木市の３点を記入してください)